

【商工観光労働部】

- 1 県としてスペースポート推進事業を進める中で、当初バージンオービット社が進出する予定であったが、経営破綻し進出計画がなくなった。今後どう計画していくのか示すこと。

(回答)

宇宙港については、昨年、シエラ・スペース社、兼松株式会社、日本航空株式会社とパートナーシップを締結し、宇宙往還機ドリーム・チェイサーの着陸拠点として大分空港を活用するため、検討を進めているところ。

2020年のヴァージン・オービット社とのパートナーシップ締結以降、宇宙関連産業の創出や集積に向けた取組も継続して推進しており、小型人工衛星の部品開発への参画など県内企業の取組も広がりつつある。

こうした県内企業の挑戦を引き続き後押ししていくとともに、教育委員会とも連携しながら、宇宙関連産業を支える人材の育成にも取り組む。

これらの取組を通じ、宇宙関連ビジネスの環境作りを目指していく。

(コロナ感染症対策)

- 1 新型コロナで減収となった事業者を支援するため、固定費補助などを行うこと。

(回答)

コロナ禍の長期化による減収に加え、物価高騰も事業者には打撃となっている。県では、プレミアム商品券等により消費を下支えする等して、事業者のコロナ禍からの回復を後押ししている。また、国が令和5年1月分から電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施し、各小売事業者などを通じて、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きが行われている。県においても、国の支援対象外となっているLPガスの利用者や特別高圧契約で受電する中小企業に対する支援を行っている。

- 2 新型コロナで受けたゼロゼロ融資の返済にあたっては、この間の事業収入などを勘案し、今後も事業が継続できるよう対策を講じること。滞納に対する猶予等を柔軟に行うこと。
また、コロナ対応の緊急借り入れで積みあがった中小企業の債務について、軽減・免除する仕組みを作ること。

(回答)

県では、本年1月から、コロナ禍で債務が増大した中小企業の返済負担を軽減するための借換や、事業の立て直しのための低利資金である「経営改善借換資金」を創設して資金繰りの支援を行っている。

また、県内金融機関等に対しては、中小企業の資金繰りの状況に応じて、既存融資に係る返済期限の延長や元金返済猶予等、最大限、柔軟な資金繰り支援を要請しており、金融機関においては、ほぼ全ての条件変更の申し出について対応している。

さらに、過剰債務を抱えているが、事業改善の見通しのある中小企業に対しては、事業再生計画の策定、債権放棄等を含めた金融機関との調整支援を大分県中小企業活性化協議会において実施しており、県においては、県と県内金融機関等が出資した事業再生ファンド等を通じて、これらの取組の支援を行っている。

(中小企業の振興)

- 1 県は中小企業活性化条例を制定した。各施策について県民や元請け企業等へ徹底し、県経済の中心的役割を担っている中小企業の振興を図ること。

(回答)

本条例は、経済・社会の主役とも言うべき中小企業・小規模事業者の自助努力を促すとともに、県や支援団体等が連携し、中小企業・小規模事業者をしっかりと応援することを趣旨としており、平成29年12月には条例を一部改正し、小規模事業者の支援を強化することとしたところ。

本条例に基づき毎年策定している「おおいた産業活力創造戦略」において、具体的な支援施策を明示し、個別事業については、令和元年9月に開設した「おおいた中小企業支援ポータル」で情報発信している。これらの媒体を活用し、あらゆる機会を捉えて広く県民や、元請け企業を含む事業者に対し条例の趣旨と施策を周知するよう努めている。

引き続き、国や関係団体、関係機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の育成・発展や労働環境の整備等の支援に取り組んでいく。

- 2 地域経済の活性化のため、一般的な「住宅リフォーム助成制度」の創設を、中小企業活性化条例に基づき土木建築部と共同して実施すること。

(回答) ※土木からも回答

商工観光労働部では、中小企業活性化条例に基づき、500社訪問などの取組を通して、中小企業者等の意見を伺いながら施策を展開している。

今後も、SDGsなど新たな観点に配慮しつつ、その効果をよく検討しながら、関係部局とも連携し、地域経済の活性化に努めていく。

※ 政府は一般ドライバーが自家用車を使って有償で他人を送迎するライドシェアの解禁を実施しようとしているが、安全性や事故時の補償の問題等大きな問題があり、実施しないよう国に求めること。 (商工観光労働部→企画振興部にて回答)

(原発・エネルギー対策)

- 1 これまでも伊方原発では、大惨事になっていないが事故が多発している。また地震や火山リスクの問題もあると指摘されている。玄海原発、川内原発などについての稼働の中止

と、原発ゼロのエネルギー政策への転換を国に求めること。

(回答)

原子力発電所の稼働については、国・電力会社の責任において、徹底的に安全性を検証し、また、安全対策を強化するとともに、地域住民はもとより国民全体に対し、明確かつ責任ある説明を行い、理解と納得を得ることが不可欠であると考えている。その上で、国に対しては、全国知事会を通じ、原子力規制の一層の充実・強化に向けた不断の取組や事業者が行う安全対策に関する指導・監督の強化を要請しており、県としても、原子力発電所の安全対策などの内容を地域住民に対して情報提供するよう、電力会社には求めているところである。

- 2 大分県として、原発ゼロの政策を掲げ、再生可能エネルギーについて、全国に先駆け、再生可能エネルギーのさらなる技術支援と、予算も増額して地域の産業を起こす起爆剤として取組を強めること。

(回答)

大分県は、地熱や水力、バイオマス等豊富なエネルギーを有しており、再生可能エネルギーの自給率も全国トップクラスを誇っている。また、県内には、ものづくり基盤技術が集積しており、エネルギー産業は本県の成長産業となる可能性を秘めている。

エネルギー産業企業会の取組により、再生可能エネルギーに関する様々な研究開発が進んでいるほか、水素関連産業分科会を中心に「大分県版水素サプライチェーン」の構築に向けた取組も進めている。引き続き、研究開発、人材育成、販路開拓に積極的に取り組む。

今後とも、本県の特色と強みを活かし、再生可能エネルギー先進県としての取組を進めていきたい。

- 3 大分県内各地で、メガソーラー建設問題など地域住民とのトラブルが多発している。Fit法改正趣旨や資源エネルギー庁の「太陽光発電における事業計画策定ガイドライン」の遵守を事業者徹底すること。そして景観や災害対策等地域住民の意見を無視した強引な工事をさせないこと。最終的な同意を求めるよう指導すること。

(回答)

再生可能エネルギー特別措置法では、条例を含む関係法令の遵守が求められており、関係部局と連携して事業者へ指導を行っている。

今後も再生可能エネルギーの積極的な振興を図りつつ、景観や地域住民への配慮の重要性に鑑み、事業者からコミュニケーションを図り不安の払拭に努めるとともに、地域住民からの意見等に対して誠実に対応するよう関係部局と引き続き連携して事業者への指導を行う。

- 4 県下で急速に広がる風力発電建設計画について、事業者に対し地元住民への十分な説

明、住民生活への配慮を求めること。また、大分・臼杵ウインドファーム事業は、周辺住民の納得・合意を大前提にすること。事業者自ら「環境影響評価書」について、地区別の説明会を実施すること。

(回答)

これまでも、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」や「大分県新エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギー推進の立場から、事業者に対して地元住民への十分な説明や地域に十分配慮した事業実施を求めている。

また、令和6年4月施行が検討されている改正再エネ特措法では、再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件に、事業内容を周辺地域に対して事前周知することが追加されることを踏まえ、引き続き関係部局と連携しながら、地域住民への十分な説明について指導していく。

- 5 家庭や事業所などへの再生可能エネルギー普及を推進するため、県独自の補助制度を創設すること。

(回答)

県では、本年度から国の交付金を活用して家庭向け自家消費型太陽光発電設備補助事業を開始したところ。(下線については生活環境部)

また、中小企業等には、原油・原材料等の価格高騰に対応するため、昨年度、新設した自家消費型のエコエネルギー発電設備等の導入に対する補助を、今年度の7月補正予算においても措置したところ。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、産業界全体としても今後新たな変革の時代を迎えつつある。引き続き県としても県内企業の前向きな挑戦を支援していきたい。

(企業立地)

- 1 製造業向け補助金について、これまで大分市は中核市ということで補助の要件から除外されてきたが、今回補助の対象となった。大企業誘致に伴う各種補助金制度が更に増額となる可能性もある。このような補助金制度は直ちにやめること。さらに、市町村に対し、企業誘致の条件として安価な用地の提供やインフラ整備を押し付けないこと。

(回答)

企業誘致は、雇用の創出、地場産業のビジネスチャンスの拡大、関連企業の進出、税収の増加など、地域経済の活性化に非常に大きな効果をもたらすものであり、県としてもこれまで積極的に取り組んできたところである。

企業誘致を推進するためには、受入体制の整備が必要不可欠であり、企業ニーズに迅速に対応するワンストップ体制の充実、安くて優良な工場適地の掘り起こし、周辺インフラの整備、企業への優遇制度の拡充など、魅力的な条件づくりに取り組むことが重要である。

市町村においても、企業誘致への期待の高まりから、補助金などの優遇制度の拡充や工

場用地の整備等に、主体的に取り組んでいるところである。

今後とも、地域経済への波及効果の大きい企業立地を進めるため、市町村と一体となって、企業にとって魅力のある支援を行っていききたい。

- 2 企業の撤退、事業の縮小、人減らし計画などに対して、事前の協議を義務づけるなど企業の社会的責任を求めること。

(回答)

企業との立地協定の中で、「会社は、経済情勢並びに不測の事態により、操業短縮等やむなきに至るおそれのある場合は、事前に県及び市（町村）に連絡して、その対応策に最善の措置がとられるよう配慮するものとする。」と定めている。

また、市町村とも連携し、常日頃から企業訪問を通じて、事業活動の現状や将来計画の把握に努めているところである。

(雇用の拡大と安定)

- 1 誘致企業の雇用実態を把握すること。一部の誘致企業だけでなく、すべての誘致企業に対して、正規雇用、パート・臨時・契約、派遣、請負等の雇用形態別の調査を行うこと。同時に外国人労働者についても把握すること。

(回答)

進出企業に対しては、市町村とも連携し、雇用状況も含めた事業活動の現状等の把握に努めているところである。

法的権限に基づき労働条件等に係る立入調査を実施できるのは大分労働局であるが、県としては労働局と連携するとともに、独自に労働福祉等実態調査を行うなど、県全体の労働実態の把握に努めている。

- 2 立地協定書にて、優先的に期限の定めのない「正規雇用」を行うよう明記すること。

(回答)

進出企業に対しては、従業員の採用について、できるだけ正規雇用となるよう要請するとともに、立地協定においても地元雇用への優先的配慮を定めており、製造業等への補助金の交付にあたっては地元からの新規常用雇用を条件にしている。

- 3 シフト制労働者など非正規雇用者（パート・派遣など）の賃金は「同一労働同一賃金」の原則を生かした労働条件の向上を、県下の経済界や企業に働きかけること。賃金は生活費であるという認識のもと「暮らしていける賃金」を補償すること。最低賃金は全国一律に1,500円/時給の最低賃金にすること。

(回答)

非正規労働者の処遇確保のためパートタイム・有期雇用労働法等が施行されている。県では、労働講座やホームページ等により、労働法令の周知啓発に努めているほか、大分労働局等と連携し、経営者等を対象にした働き方改革セミナー・個別相談会などを通じて、非正規労働者の処遇改善に取り組んでいる。

また、本県の最低賃金は、令和2年度を除き、近年は前年比で3%以上の引上げで推移するなど、着実に上昇しており、特に、今年度は前年比で5%を超える45円の大幅な引上げがなされたところである。

県では、生産性向上と賃金引上げを併せて行う中小企業等への支援や、価格転嫁等の下請取引の適正化推進など、企業が賃金底上げに踏み出せる環境づくりに取り組んでいる。引き続き、持続的な県経済の成長と雇用の場の確保・安定の好循環を作り出していく。

- 4 県としてはこれまでも「公契約制度」について研究検討してきたが、そこで働く労働者などの賃金を保障するためにも早急に公契約条例を制定し、市町村にも導入を促すこと。

(回答)

公共事業等に従事する労働者の適正な賃金水準を確保するため、部局横断で調査研究を重ね、公契約条例をはじめ様々な手法を検討し、効果的な対策を講じてきた。

具体的には、公共工事の設計労務単価において、労働市場の実勢価格を適切に反映（H24年度比170.1%）するとともに、入札における最低制限価格の見直しなど、ダンピング対策にも取り組んできた。

加えて、指定管理者制度導入施設の実地調査を行い、賃金を含む労働条件の法令遵守の状況も確認している。

これらの取組により、過度な価格競争を防止し、労働条件の改善を図っていく。

今後とも、労働者の適正な賃金水準を確保する手法について、より効果の高い対策を検討していく。

各市町村における条例の制定は、各市町村の実状を踏まえて独自に判断すべきものとするが、市町村との情報共有にも努めていく。